



はじめての 外国人雇用セミナー

外国人材を安心して受け入れるための
制度理解

講師紹介



大城 健之介

代表行政書士

(特定行政書士、出入国在留管理庁申請取次行政書士、外国人実習雇用士、外国人雇用管理主任者、外国人雇用労務士、第一種衛生管理者)

沖縄県行政書士会所属

(登録番号：08471848号)

【経歴】

- 2008年8月に行政書士大城健之介事務所を開業し、入管業務及び国籍業務を専門に行っている。
2015年5月に「行政書士法人ときわ」法人化。
2024年4月から沖縄県ゆいゆい外国人材受入支援事業相談員

【役職】

- 2013年4月～2015年10月 沖縄県行政書士会南部支部長

【所属団体】

- Japan Immigration Lawyers Association
- イミグレーションロー実務研究会
(Japan Immigration Law Practitioners Association)

在留資格について

01 沖縄県内外国人雇用状況

02 在留資格とは

03 在留期間とは

04 1在留1在留資格

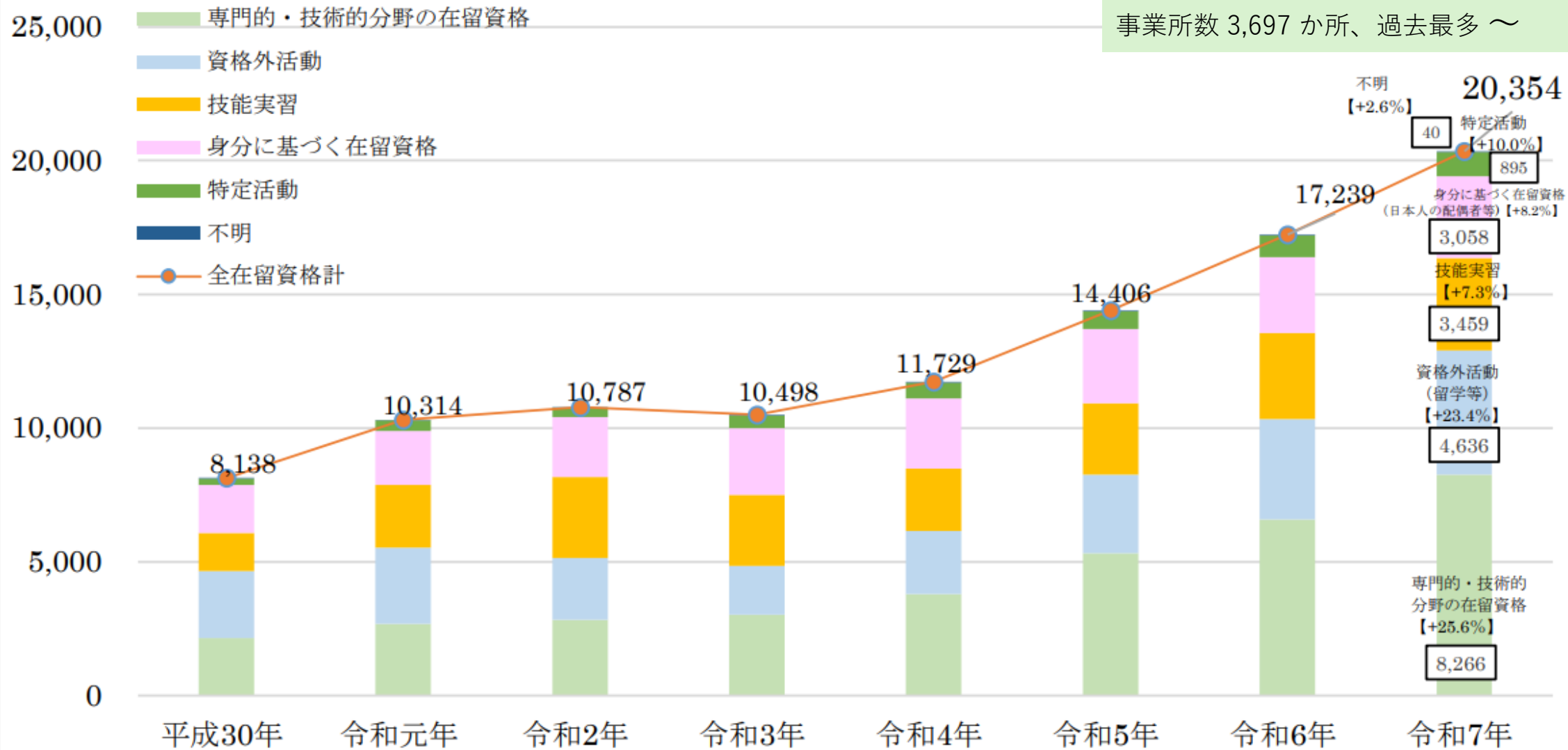
05 在留資格の分類

- ・就労可能資格（業務限定・無制限）
- ・就労不能資格

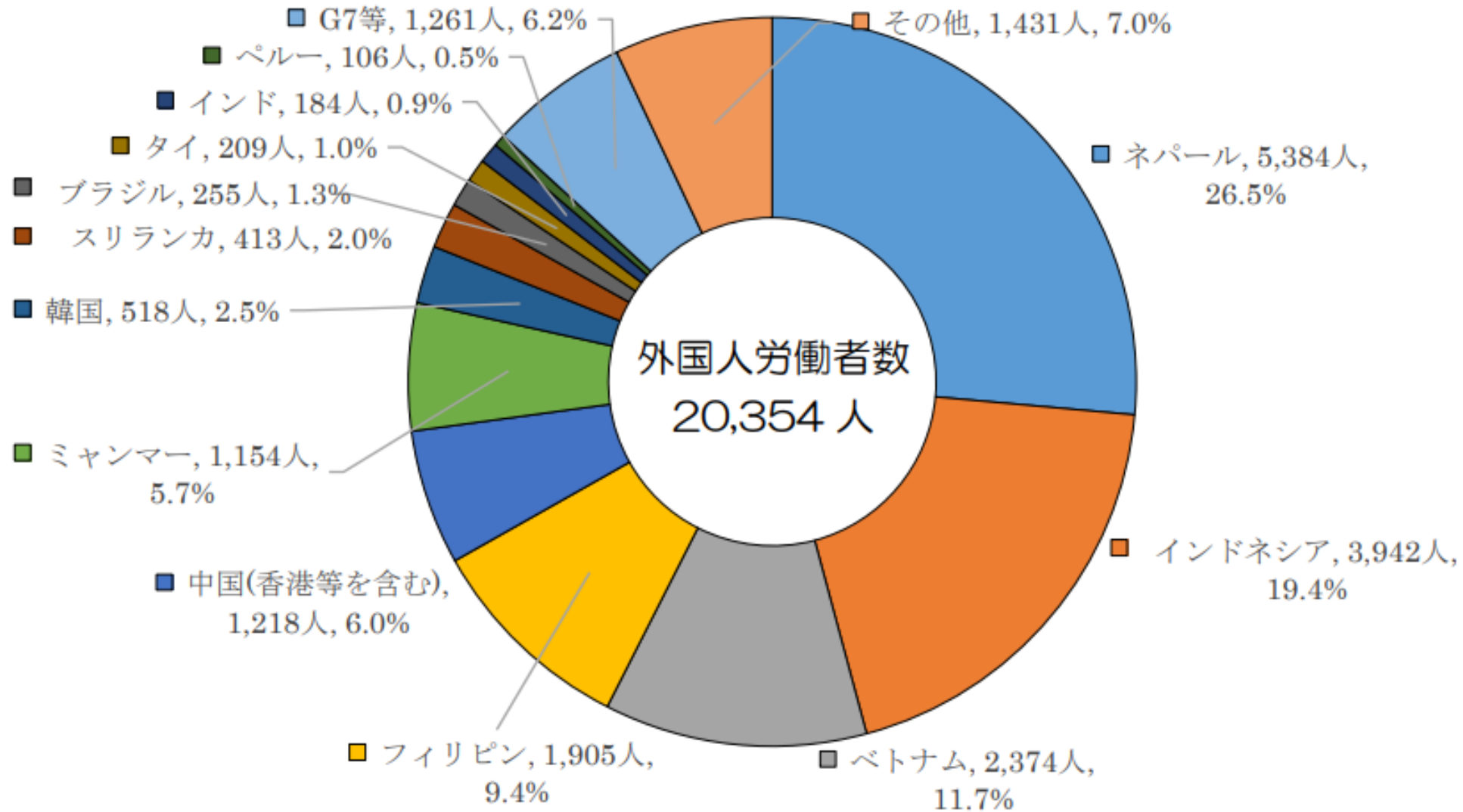
06 在留カードの見方

＜外国人労働者数の推移＞

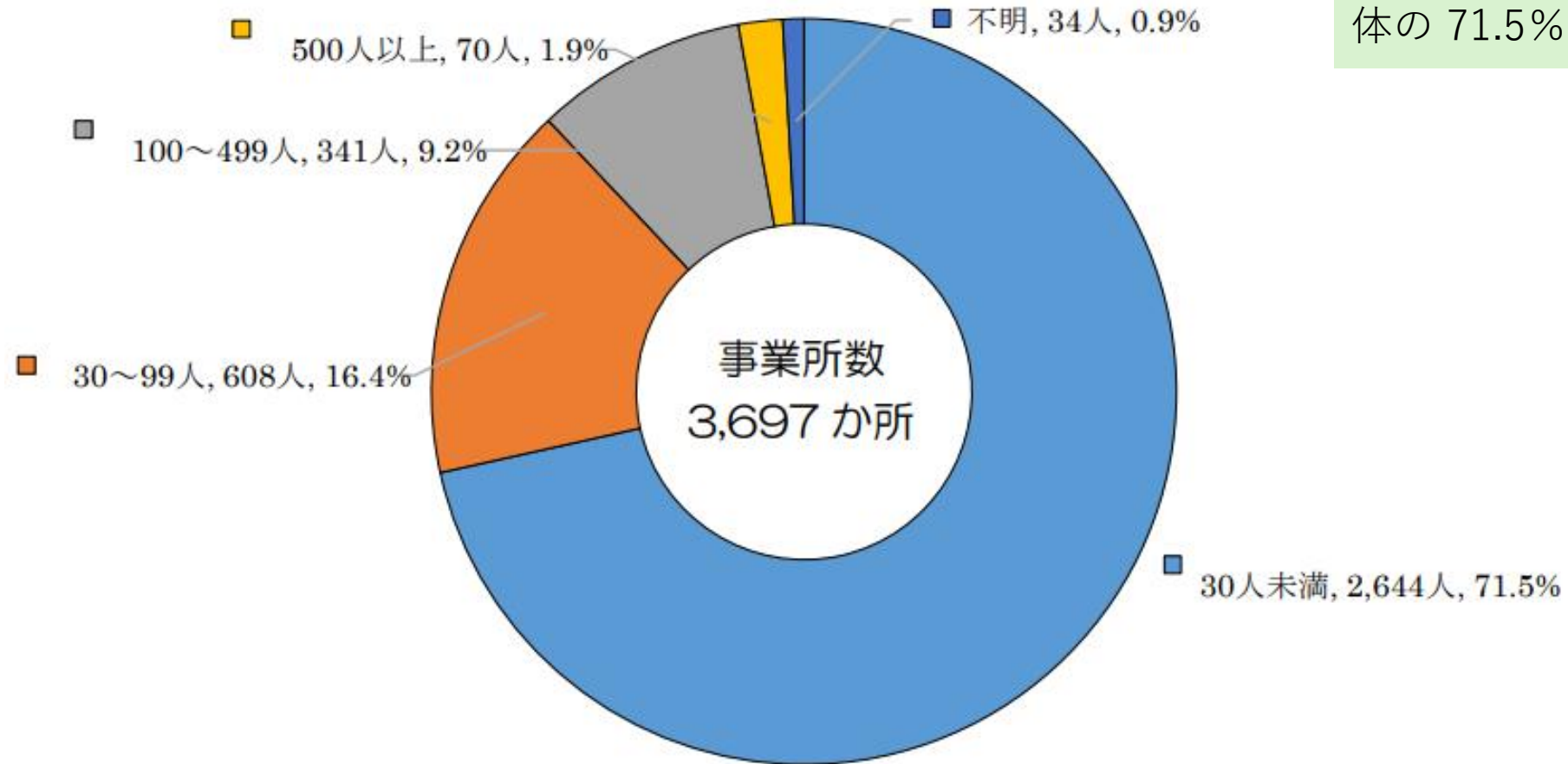
沖縄労働局における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和7年（2025年）10月末時点）～外国人労働者数 20,354人、事業所数 3,697か所、過去最多～



＜国籍別外国人労働者の割合＞



<事業所規模別外国人雇用事業所の割合>



外国人雇用事業所数を事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の71.5%を占めている。

在留資格一覽

活動に応じた在留資格

就労・留学・家族滞在など

- | | | |
|------------|------------------|----------|
| 1. 公用 | 9. 医療 | 17. 特定技能 |
| 2. 教授 | 10. 研究 | 18. 技能実習 |
| 3. 芸術 | 11. 教育 | 19. 文化活動 |
| 4. 宗教 | 12. 技術・人文知識・国際業務 | 20. 短期滞在 |
| 5. 報道 | 13. 企業内転勤 | 21. 留学 |
| 6. 高度専門職 | 14. 介護 | 22. 研修 |
| 7. 経営・管理 | 15. 興行 | 23. 家族滞在 |
| 8. 法律・会計業務 | 16. 技能 | 24. 特定活動 |

身分・地位に応じた在留資格

永住者・日本人の配偶者や子など

25. 永住者



26. 日本人の配偶者等

27. 永住者の配偶者等

28. 定住者

在留期間とは 在留資格を決定する場合には、必ずその在留資格 に対応する在留期間が定められることとなっています。

在留資格「技能」

この在留資格に該当する活動	本邦の公私の機関との契約に 該当例としては、外国料理の調
在留期間	5年、3年、1年又は3月

在留資格「経営・管理」

この在留資格に該当する活動	本邦において貿易その他の事業の経営を行 資格を有しなければ法律上行うことができ 該当例としては、企業等の経営者・管理者
在留期間	5年、3年、1年、6月、4月又は3月

1 在留 1 在留資格の原則

外国人が、上陸許可又は在留資格の変更もしくは在留期間の更新許可を受けて日本に適法に在留するためには、1 個の在留資格とそれに対応する 1 個の在留期間が決定されることが必要です。

日本に在留する外国人が在留資格を失うと、入管法上、退去強制事由に該当し、日本から退去強制される立場となります。非正規在留にならないように人事担当者は、外国人関連法制に係る正確な理解が必要となっております。

①就労可能資格（業務限定・無制限）

- 業務限定（抜粋） 「経営・管理」 「技術・人文知識・国際業務」 「介護」 「技能」 「特定技能」 「技能実習」
- 無制限 「永住者」 「日本人の配偶者等」 「永住者の配偶者等」 「定住者」 「特別永住者」

一定範囲に限って就労可能である業務限定就労可能資格は、どのような範囲を外国人労働者に行わせる事が出来るか理解し社内共有しておく必要があります。県内では在留期間更新不許可事例も多くなっています。

②就労不能資格

「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」一部の「特定活動」

業務限定就労可能資格を有する外国人が、資格外活動許可を得ずに、当該限定された範囲を超えて就労活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動）を行うこと、就労不能資格を有する外国人が、資格外活動許可を得ずに、就労活動を行うことは、いずれも、入管法上違法な就労活動に当たります。

資格外活動許可：資格外活動許可とは、現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受け取る活動を行おうとする場合に必要な許可です。

別記第二十八号様式(第十九条関係)

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

資 格 外 活 動 許 可 申 請 書
APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT
PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED

出入国在留管理局長 殿
Regional Immigration Services Bureau

To the Director General of the

出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資格外活動の許可を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to engage in activities other than those permitted under the status of residence previously granted.

1 国籍・地域 _____ 2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Nationality / Region _____ Date of birth _____ Year _____ Month _____ Day

3 氏名 _____
Name _____

次の①～④が重要です。

① どの曜日から起算しても、常に1週について28時間以内という制限時間内でなければならないこと

② 全ての就労先（掛け持ち先）での合計就労時間が制限時間内でなければならないこと

③ 風俗営業が営まれている営業所（風営法上の許可の取得の有無を問いません。）において行う就労は、全て許可の対象外であること（当該営業所において従事するものである以上は、風営法上の接待に当たらない掃除や皿洗いといった業務での就労も許可の対象外）

④ 在留資格「留学」にあっては、卒業、退学又は除籍等により教育機関に在籍しなくなった場合は許可の範囲外であることが重要です。

「在留カード」の主な記載内容

(表面)

住居地

変更があった場合には裏面に記載されます。

在留資格

在留資格のない方にはカードは交付されません。

在留期間（満了日）

在留期間中は（満了日まで）本邦に在留することができます。

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 AB12345678CD No.
氏名 NAME	TURNER ELIZABETH	
生年月日 DATE OF BIRTH	1985年12月31日	性別 女 F, 国籍・地域 米国 SEX NATIONALITY/REGION
住居地 ADDRESS	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号	
在留資格 STATUS	留学 Student	
就労制限の有無	就労不可	
在留期間（満了日） PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	4年3月（2027年02月22日） Y M Y M D	
許可の種類	在留期間更新許可（東京出入国在留管理局長） ◆MOJ◆	
許可年月日	2022年10月12日	交付年月日 2022年10月12日
このカードは	2027年02月22日まで有効です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD	



就労制限の有無

見本

在留カード番号

在留カード番号が失効していないかを調べることができます。（詳細は裏面へ）

顔写真

在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日又はその前日までとなっているカードには写真は表示されません。

交付者

2019年3月31日までに交付された在留カードでは、「法務大臣」と記載されています。

有効期間

在留カードには有効期間があります。ご確認ください。（注）

(裏面)

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2019年4月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄	
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留資格変更許可申請中	

在留カードは、正規に我が国に中長期間在留する外国人の方に交付されます。具体的には、次の①～⑥にあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方、デジタルノマド又はその配偶者・子
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格を有しない人

偽造防止対策：4つの目視チェックポイント

Check 1: 色の変化

左端がグリーンから
ピンクに変化。



Check 2: 3Dホログラム

傾けると「MOJ」
が左右に立体的に
動く。



Check 3: 白黒反転

角度を90度変えると
文字の白黒が反転。



Check 4: 透かし文字

暗い場所で強い光を
当てると「MOJMOJ」
の透かしが見える。



在留カード等読取アプリケーション

公開日 2020年12月25日

対応OS Windows
macOS
Android
iOS

無料で利用できます



出入国在留管理庁

このアプリケーションはICチップの情報を表示します



目視確認に加え、出入国在留管理庁が提供する公式アプリケーションでの照会を推奨します。

在留カードとマイナンバーカードが ひとつになったカードが利用 できるようになります！

Coming soon — A card that integrates residence card and
My Number card functions!

＼ 特定在留カード /
Specified residence card

令和8年
6/14
運用開始！
Launching on
June 14, 2026



在留カード
Residence Card



マイナンバーカード
My Number Card





在留カード・パスポートは本人に保管させましょう

外国人材受入れにおける基本的な注意事項



在留カード

外国人本人が常時携帯する
義務があります



**預かり・保管は
しないでください。**

安全管理や紛失防止を目的とする
場合でも、会社や担当者が預かる
ことはできません



パスポート（旅券）

本人保管が原則です

不法就労防止と事業主の義務



⚠ 不法就労助長罪

不法就労者を雇用した事業主は処罰対象

**3年以下の拘禁刑または
300万円以下の罰金**

※在留カードを確認していない過失がある場合も対象となります

不法就労の3パターン

- ① 不法滞在者・被退去強制者が働く場合
- ② 許可を受けずに働く場合（留学生等）
- ③ 在留資格の範囲を超えて働く場合

雇用前の身分確認義務

在留カード・旅券（パスポート）の実物を確認

出入国管理及び難民認定法 第73条の2

※風俗営業は確認記録の作成・保存も義務（罰則：100万円以下の罰金）

確認の3ポイント

1. 就労制限の有無欄を確認
2. 裏面の資格外活動許可欄を確認
3. コピーではなく必ず実物で確認

外国人雇用状況の届出（全事業主に義務）

雇用・離職の際にハローワークへの届出が必要

労働施策総合推進法 第28条

未届出：30万円以下の罰金

採用計画について

01 求人内容

- 業務内容：現業職・専門職
- 人数
- 契約期間
- 労働時間
- 報酬
- 住居

02 受入れ機関

- 法令遵守
- 許認可
- 決算状況

業務内容：現業職・専門職

例えば、主に現場での作業や業務に直接従事する。

- ・身体介護等（介護を受ける人の状況にあわせて入浴、食事、排せつを助けること等）
- ・建築物内部の清掃
- ・指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事

例えば、高度な知識やスキル、資格などを活かして専門的な業務を行う。

- ・ホームページの構築、プログラミングによるシステム構築等の業務に従事する。

人数

例) 特定技能介護分野

【事業所ごとの人数枠に係る要件】

- 1号特定技能外国人の人数枠は、事業所単位で、日本人等の常勤の介護職員の総数を超えないこととされています。日本人「等」については、告示にあるとおり、次に掲げる外国人材が含まれます。
 - ① 介護福祉士国家試験に合格したEPA介護福祉士
 - ② 在留資格「介護」により在留する者
 - ③ 永住者や日本人の配偶者など、身分・地位に基づく在留資格により在留する者
- このため、日本人「等」の中には、技能実習生、EPA介護福祉士候補者、留学生は含まれません。

契約期間

- 「特定技能1号」で在留できる期間が通算で5年以内であることを求めるものです。
- 外国の大学生が、サマージョブ（学業の遂行及び将来の就業に資するものとして、夏季休暇等の期間（3月を超えない期間）を利用して我が国の企業等の業務に従事する活動）を希望する場合
- インターンシップの期間1年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の2分の1を超えない期間であること。

労働時間

「留学」の在留資格に係る資格外活動許可について
1週について28時間以内（教育機関の長期休業期間にあっては、1日について8時間以内）

←

3 教育機関を除籍、退学、中退、休学等したときは、貴社に対し、その旨を直ちに通知すること←

←

4 貴社における就労以外の全ての資格外活動（就労活動）について、その各就労先（雇用契約に限らず、業務委託契約等を締結している機関を含む。）に係る名称・連絡先、従事している業務内容及び1週の稼働時間合計を、毎週、貴社に報告すること←

報酬

(報酬の支払形態)

- 日給制や時給制の場合、季節や工事受注状況による仕事の繁閑によりあらかじめ想定した報酬予定額を下回ることもあり、報酬面のミスマッチが特定技能外国人の就労意欲の低下や失踪等を引き起こす可能性を否定できません。
- したがって、特定技能外国人については安定的な報酬を確保するため、仕事の繁閑により報酬が変動しないこと、すなわち月給制（※）によりあらかじめ特定技能外国人との間で合意を得た額の報酬を毎月安定的に支払うことが必要です。特定技能所属機関で雇用している他の職員が月給制でない場合も、特定技能外国人に対しては月給制による報酬の支払が求められます。

住居

- 居室の広さは、一般的に我が国に相当数存在する居室の面積等を考慮し、1人当たり 7.5 m²以上を満たすことが求められます(ただし、技能実習2号等から特定技能1号へ在留資格を変更する場合等であって、特定技能所属機関が既に確保している社宅等の住居に居住することを希望する場合を除く。)。なお、ルームシェアするなど複数人が居住することとなる場合には、居室全体の面積を居住人数で除した場合の面積が 7.5 m²以上でなければなりません。

外国人労働者数の増加、特定の地域への集中、家賃上昇など県内の住居確保は難しくなっております。

受入れ機関 法令遵守・許認可・決算状況

る活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。

イ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第3条第1項の許可（同条第3項の許可の更新を含む。以下同じ。）を受けていること。

ロ 建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。）に登録していること。

＜直近期末において債務超過（純資産又は元入金がマイナス）がある場合＞

・ 中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面

＜直近2期末のいずれも債務超過（純資産又は元入金がマイナス）がある場合＞

・ 中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面

・ 労働保険料、社会保険料及び租税の納付に関する領収書や証明書等（本節第1（1）【確認対象の書類】を参照）

参考 1



(厚生労働省職業安定局人材サービス総合サイト)

検索を行う場合

許可・届出事業所の検索
労働者派遣事業

許可・届出事業所の検索
職業紹介事業

届出事業者の検索
特定募集情報等提供事業

掲載の申込を行う場合

掲載の申込・労働者派遣、職業紹介
労働者派遣、職業紹介事業共通

掲載の申込・職業紹介事業
法第32条の16第3項に関する事項

掲載の申込・特定募集情報等提供事業
特定募集情報等提供事業

取扱職種の範囲等	取扱職種	全職種
	取扱地域	国内、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、ネパール連邦民主共和国
	その他	

参考 2

	技能実習生の皆様へ	監理団体の皆様へ	実習実施者の皆様へ	技能実習制度について	外国人技能実習機構について	育成就労制度について	
--	-----------	----------	-----------	------------	---------------	------------	--

- 参考様式翻訳版
- 移行対象職種情報
- 地域協議会
- 送出国情報
- 送出国政府窓口と二国間取決め
- 外国政府認定送出国機関一覧
- 年次協議の概要
- 行政処分等
- 調査・統計
- フォローアップ調査
- 外国人技能実習機構業務統計
- 報道発表資料

- さらに、一度認定された技能実習計画であっても、認定計画に従って技能実習を実施していない場合や、認定基準を満たさなくなった場合、実習実施者が欠格事由に該当することとなった場合、主務大臣が行う立入検査を拒んだり妨害等した場合、改善命令に違反した場合、入管法令や労働関係法令に違反した場合等には、認定の取消しの対象となります。
- このような報告徴収、改善命令、認定の取消しといった指導監督は、実習実施者の違法行為の様態や悪質性などを踏まえて主務大臣においてどのような権限行使を行うか判断がなされるものです。改善命令や認定の取消しといった重大な指導監督を受けないためには、常日頃から関係法令を遵守することはもとより、機構からの実地検査時の指摘等について迅速に改善を図ることが肝要です。

許可・認定の取消し

- [許可の取消し](#) (第37条)
- [認定の取消し](#) (第16条)

業務停止命令

現在情報はありません



登録支援機関(Registered Support Organization)

登録支援機関登録簿

登録支援機関登録簿を掲載します（随時更新）。

2025年4月17日現在
10,131件登録

※以下の登録支援機関登録簿には、登録後に抹消された機関は掲載されていません。

▶ [登録支援機関登録簿 \(Excel: 2.3MB\)](#) 



技能レベル

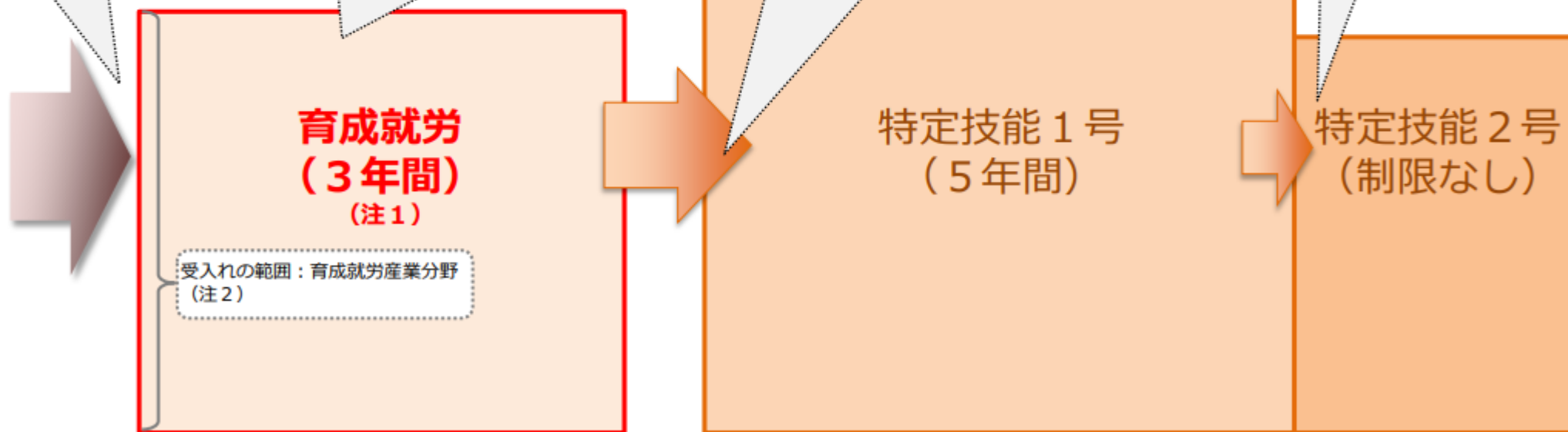
高

- (就労開始までに)
- 日本語能力A1相当以上の試験 (日本語能力試験 (JLPT) のN5等) 合格
or
 - それに相当する日本語講習の受講

- 技能検定基礎級等 +
 - 日本語試験 (A1相当以上の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で各分野ごとに設定)
- ⇒これらの試験への合格が本人意向の転籍の条件

- 技能検定試験3級や特定技能1号評価試験 +
 - 日本語能力A2相当以上の試験 (JLPTのN4等)
- ※ 育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能1号で入国することも可。

- 特定技能2号評価試験 +
- 日本語能力B1相当以上の試験 (JLPTのN3等)



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

【お知らせ】

令和8年4月15日（水）以降の申請から、カテゴリ3又は4に該当する場合は、以下の添付書類を追加で提出いただく必要があります。

- ・所属機関の代表者に関する申告書 [\(参考様式\)](#)
- ・（主に言語能力を用いて対人業務等に従事する場合）業務上使用する言語について、CEFR・B2相当の言語能力を有することを証する資料

注1：以下に該当する場合は、CEFR・B2相当の日本語能力を有するものとみなします。

- ・ JLPT・N2以上を取得していること
- ・ BJTビジネス日本語能力テストにおいて400点以上を取得していること
- ・ 中長期在留者として20年以上本邦に在留していること
- ・ 本邦の大学を卒業し、又は本邦の高等専門学校若しくは専修学校の専門課程若しくは専攻科を修了していること
- ・ 我が国の義務教育を修了し高等学校を卒業していること

注2：在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請及び在留資格取得許可申請において、申請職種が「翻訳・通訳」やホテルフロント業務等の「接客」の場

合等、日本語能力等の言語能力を用いた業務に主に従事する場合には、提出が必要となります。

また、すでに在留中の方であっても、業務内容の変更や転職等により日本語能力等の言語能力を用いた業務に主に従事することとなった場合には、在留期間更

新許可申請時に提出が必要となります。

なお、上記以外の場合で提出されなかった場合においても、申請内容を踏まえて提出をお願いすることがあります。

注3：在留期間更新許可申請時において、以前から継続して同様の業務内容に従事している場合は提出を要しません。ただし、審査の中で必要に応じて提出をお願い

することがあります。



■ 在留資格申請について

- ▶ (1)在留資格認定証明書交付申請
- ▶ (2)在留資格変更許可申請
- ▶ (3)在留期間更新許可申請
- ▶ (4)在留資格取得許可申請
- ▶ (5)永住許可申請
- ▶ (6)資格外活動許可申請
- ▶ (7)就労資格証明書交付申請

■ 参考図書

詳説 入管法と外国人労務管理・監査の
実務〔第3版〕著 弁護士 山脇康嗣氏

ご清聴ありがとうございました。